

「長岡京市障がい福祉計画(第7期計画)・長岡京市障がい児福祉計画(第3期計画)」に対する  
意見公募の実施結果について

資料2

■意見募集期間 令和5年12月4日(月)～令和5年12月28日(木)まで  
 ■意見提出数 5名(20件)

■意見の内容とこれに対する市の考え方

通番	意見の該当箇所	意見の内容	市の考え方
1	P10 3 現状のまとめ ②日中活動系サービス	「受け入れが始まりました」という書き方は、すでに利用が始まっているという印象を受けますが、実際には、利用者はまだいないと聞いています。 誤解が起きないように、「受け入れが可能になりました」あるいは、「受け入れができるようになりました」とすべきと思います。	ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。なお、市内介護事業所の短期入所については、モデルケースの利用者の受け入れが始まったところです。  (修正前) 乙訓圏域障がい者自立支援協議会による働きかけの結果、市内の介護施設が短期入所事業所の指定を受けて、障がい者の受け入れが始まりました。  (修正後) 乙訓圏域障がい者自立支援協議会による働きかけの結果、市内の介護施設が短期入所事業所の指定を受けて、障がい者の受け入れができるようになりました。
2	P10 3 現状のまとめ ②日中活動系サービス	「就労選択支援など制度上のサービス種別が充実する一方」は、単に法改正によって制度が創設されただけで、そのことは○印4番目に書いてあります。長岡京市の就労支援事業所が事業として実施するめどがないのに「充実」という文言を使うに値するとは思えません。この部分は不要と思います。 また、就労移行支援事業所は京都市では多数あり、乙訓圏域でも京都市の事業所を利用している例もあるのではないかと思います。この事情を鑑み、「利用者の減少により閉鎖された就労移行支援事業所」という表現にはもう一歩踏み込んだ考察が必要ではないでしょうか。	ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。  (修正前) 就労系サービスについては、就労選択支援など制度上のサービス種別が充実する一方、利用者の減少により閉鎖された就労移行支援事業所があるなど、乙訓圏域のサービス量の充足には至っていません。  (修正後) 就労系サービスについて、本市は交通の便が良いことから、希望する仕事内容や労働条件に沿って、乙訓圏域外の事業所も選択しやすい環境にあります。そのため、利用者の減少により閉鎖された就労移行支援事業所があるなど、乙訓圏域のサービス量の充足には至っていません。

通番	意見の該当箇所	意見の内容	市の考え方
3	P10～11 3 現状のまとめ ①訪問系サービス ②日中活動系サービス ③施設系サービス ⑤地域生活支援事業	<p>訪問系、日中活動系、施設系サービス、地域生活支援事業系では、人材不足による、サービス量が確保できない現状、人材不足によるサービスの質の低下が共通する大きな課題です。サービス量がどの程度不足しているのかを現状把握するために数値化であらわしていただけるとわかりやすいです。また、担い手確保、介護職員の確保が課題、介護職員不足、担い手不足と表現をかえておられますが、違いにおおきな意味がないなら、表現を統一していただきたいです。</p> <p>訪問系サービス:サービスの担い手を確保するために、地域における職業理解の促進とありますが、担い手を確保する方策としての職業理解の促進とは、もう少し具体的な説明がないとわかりづらいです。</p> <p>日中活動系サービス            圏域の事業所が増えてきているとかかかれていますが、生活介護事業所はニーズに対して不足していると聞いています。特に、重度の身体障がいの方や医療ケアの方はより困難な状況だと聞いています。この文面だとそのような状況が読み取れません。</p> <p>施設系サービス            グループホームの事業所は増えているとありますが、グループホームを希望していても入れない方がたくさんおられていると聞いています。特に重度の障がいのある方の受け入れは、現在ありません。ぜひ、調査をしていただいて数値化をはかり、現状把握いただきたいです。</p>	<p>サービス量不足の数値化については、計画に基づく事業の実施のなかで参考とさせていただきます。</p> <p>類似表現の統一については、「担い手」は職種に関わらず、「介護職員」は文中サービスに従事する職員を指すため原案どおりとします。</p> <p>地域における職業理解の促進については、ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。</p> <p>(修正前)            サービスの担い手を確保するため、<u>地域における職業理解の促進や福祉教育の充実など</u>、障がい福祉サービスに携わることへの関心を育むことが大切です。</p> <p>(修正後)            サービスの担い手を確保するため、<u>地域の学校などにおける福祉教育を充実させたり、福祉の仕事の魅力を発信したりするなど</u>、障がい福祉サービスに携わることへの関心を育むことが大切です。</p> <p>日中活動系サービスについて、ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。</p> <p>(修正前)            障がい者の高齢化・重度化への対応や、医療的ケアを必要とする重度障がい者への支援が一層求められています。</p> <p>(修正後)            障がい者の高齢化・重度化への対応や、医療的ケアを必要とする重度障がい者への<u>日中活動の場の提供等の支援が一層求められています。</u></p> <p>施設サービス系の現状把握については、次期障がい者(児)福祉基本計画策定に向けて令和7年度に調査を実施する予定です。</p>

通番	意見の該当箇所	意見の内容	市の考え方
4	P11 3 現状のまとめ ④相談支援	<p>一つ目の○で、「相談支援専門員が増えてきています」とありながら、 2つ目の○では、「相談支援専門員の増員が困難な状況」と書かれているのは、矛盾があるような書き方に見えてしまい、実態が現れていないように思われます。 また、資格取得要件は、決して厳しいものとは思いません。 「相談支援専門員を支える」という書き方も、曖昧でどう支えるのかが分かりにくい書き方だと思います。 相談支援専門員が担う計画相談の新規利用希望者が待機を余儀なくされている現状も聞くところですので、 たとえば、「相談支援専門員は増えているが、なお足りていない状況があります」というような表現が良いと思います。 “資格取得要件”や“相談支援専門員を支える”というところも、書き方を改めていただきたいです。</p>	<p>ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。</p> <p>(修正前) 乙訓圏域の相談支援専門員は増えてきています。</p> <p>(修正後) 乙訓圏域の相談支援専門員は増えてきていますが、なお不足している状況です。</p> <p>(修正前) 相談支援専門員の報酬単価や資格取得要件の厳しさから、相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員が困難な状況が続いています。報酬の適正化などの就労環境の改善や、相談支援専門員を支える体制の強化が必要です。</p> <p>(修正後) 相談支援専門員の採算性の低さや資格取得に必要な実務要件(業務従事期間)の厳しさから、相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員が困難な状況が続いています。報酬の適正化などの就労環境の改善や、基幹相談支援センターからの助言等、相談支援専門員を支える体制の強化が必要です。</p>
5	P13 (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>関係者による協議の場の回数が年4回であり、これが妥当であるかどうかはともかくとして、精神障害者保健福祉手帳保持者は療育手帳保持者とはほぼ同等のレベルで、更に年々増加傾向にある。この方々への施策が具体的に示されているのか不明。地域包括ケアシステムの成果は何なのか？通所、就業への施策は他の頁にあるのかもしれないし、グループホームなどの実績もあるのかもしれないが、私がかつて関わった事例では医療につながる、服薬管理も入っておらず、成年後見制度利用の周知も含めて精神の方と、そのきょうだいに対して施策の宣伝が届くようにすべき。近所の事例では退院を誰もしらずに、訪看も生活支援サービスもなくひとり亡くなっていた。認知症だけでなく、精神の方への偏見などに対し積極的にLGBT同様に、施策としてとりくむべき。</p>	<p>計画に基づく事業の実施のなかで参考とさせていただきます。</p>
6	P13 (3)地域生活支援の充実 ②強度行動障がい者を有する障がい者への支援体制の充実 P31 ①共同生活援助(グループホーム)	<p>国においても強度行動障がい者に対する支援の充実が強調されていて、実際にその人たちを終身において家族で支援することは不可能であることは明白であるので、新しいグループホーム(特に共生型構想においては)ではその人たちを重点的に受け入れられるようにハード面では強化ガラス、強度な壁の採用、物理的構造化ができるだけのスペース。ソフト的には障がい特性を理解して対応できる高スキルを持つ支援者の配置ができるような人件費の補助を行ってほしい。</p>	<p>計画に基づく事業の実施のなかで参考とさせていただきます。</p>

通番	意見の該当箇所	意見の内容	市の考え方
7	P14 (4)福祉施設から一般就労への移行等	長岡京市の就労移行支援事業所は現在1か所、就労定着支援事業を行っている事業所も同等と認識しています。すると、「市内の事業所の50%・25%」という目標値は実質的に意味をなさない。こういう実態については、きちんと注をつけて市民に示すべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。  (修正前) 注釈無
8	P14 (4)福祉施設から一般就労への移行等	P.25によれば、就労移行支援の「事業所は、市内1か所」とあるのに、50%と定めるのは、おかしくありませんか。	(修正後) (※注)計画策定時の事業所は1か所ですが、増える可能性も踏まえ目標設定しています。
9	P15 (5)障がい児支援の提供体制の整備等 《活動指標》医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置数	長岡京市共生型福祉施設構想にある「児童発達支援センター」が対象とする地域は、長岡京市だけでなく、乙訓2市1町だと思うのですが、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置人数は、圏域全体を対象とした時の人数と考えるのか、長岡京市のみを対象とした時の人数なのかが分かりにくいです。説明を加えていただけたらと思います。	ご意見を踏まえて、圏域で設定する目標・指標については圏域と明記します。
10	P16 (6)相談支援体制の充実・強化等	「地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みをすすめていく」とのことなのに、実績や見込み量の表中の数字が、これまでと変わらず、とても少ないのは、いかがなものかと疑問を感じてしまいます。本当に必要な件数や回数は、もっと多くなければ強化にはつながらないと思います。 また、「その提供体制」とは、何を提供する体制のことなのかが分かりません。よく分かるように記述してください。	ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。  相談支援事業所の人材育成の支援件数  (修正前) R6 2件、R7 2件、R8 2件  (修正後) R6 4件、R7 4件、R8 4件  相談機関との連携強化の取り組みの実施回数  (修正前) R6 3件、R7 3件、R8 3件  (修正後) R6 4件、R7 4件、R8 4件  《本市における目標・指標設定の考え方》  (修正前) また、以前から自立支援協議会においては、個別事例の検討を通じて圏域に共通する課題を整理し、その提供体制についての協議を行っていますが、引き続き乙訓圏域のサービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを進めていきます。  (修正後) また、以前から自立支援協議会においては、個別事例の検討を通じて圏域に共通する課題を整理し、サービス提供体制についての協議を行っていますが、引き続き乙訓圏域のサービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを進めていきます。

通番	意見の該当箇所	意見の内容	市の考え方
11	P28 ⑨療養介護	療養介護は、日中系活動系サービスの位置づけではありますが、その実態は、当事者の生活が、丸ごと、地域から療養介護事業所へ移ってしまうものです。地域で住み続けたいと願う、当事者や家族にとって、遠方にしかない療養介護事業所での生活へと追いやられることは、とても耐えがたいことと言わざるを得ません。 昨年度、京都府が、「医療的ケア児者及び重症心身障害児者」の実態調査を初めて実施し、その中間報告が市に対してあったようにも聞いています。そうした、実態調査から見えてくる地域におけるニーズを反映した施策が必要だと思います。 3年周期の障がい福祉計画では無理がありますが、この地域では、京都済生会病院に療養介護事業を実施していただくというのも、有用な方策だと思いますので、検討をお願いしたいです。	計画に基づく事業の実施のなかで参考とさせていただきます。
12	P29 ⑩短期入所(ショートステイ)	短期入所の新規契約をしていただければほとんどありません。合計19床が20日稼働とすると、380床、令和5年では約40%ほど空きがあります。ニーズに対する現状を把握するために、障がい別など、もう少し分析が必要だと思います。	1か月あたりの利用量はあくまで本市の利用者数であって他自治体の利用者数は含まれておりません。そのため、ご試算いただいた380床という数字と比較できるものではないと考えます。分析が必要というご意見については、計画に基づく事業の実施のなかで参考とさせていただきます。
13	P29 《日中活動系サービスにおけるサービス量確保の方策》	乙訓圏域自立支援協議会の就労支援部会や、ネットワークたけのこの事業で、庁内実習が近年取り組まれています。この「庁内実習」への庁内全体での協力も、ここに書き加えていただけたら良いのではないかと思います。	庁内実習は記載のある取り組みとは趣旨が異なりますので、原案どおりとします。
14	P31 ②施設入所支援	「今後は、」に続く文章に、「地域移行」だけにとどまらず、遠方の施設入所支援事業所への入所に頼ることなく、この地域での生活を支え切るための社会資源を増やすことによって、地域生活を継続することも見込んでほしいです。	地域生活のための社会資源を増やすことについてはP29のサービス量確保の方策に記載しておりますので原案どおりとします。
15	P35 《相談支援におけるサービス量確保の方策》	京都府は、相談支援専門員の資格を得るための、最低限の新規養成研修と現任研修しか実施していないと思います。 京都府内の各圏域では実態に違いもあるので、相談支援専門員の資質やスキルの向上は、各圏域で取り組むべきではないでしょうか。 市として、相談支援専門員が備えているべき資質やスキルをどのようにとらえているのか、またそのために必要な研修とはどのようなものかを、体系的に形に表し、それに従って研修を行うことが求められていると思います。	質の向上については基幹相談支援センターの研修等の取り組みをP16に記載しているため、原案どおりとします。

通番	意見の該当箇所	意見の内容	市の考え方
16	P37 ①理解促進研修・啓発事業	「無料のマッサージ体験会」を通して、「障がいのある人の雇用就労を促進」ということについて、どうしてそうなるのか根拠が示されておらず、無理のある論理展開であると思います。雇用就労促進に向けての取り組みは多様であるべきで、そのような取り組みをもっと丁寧に示すことはできないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、事業内容に合わせて文言を一部修正します。なお、ここは障がいのある人への理解を深める事業を記載する箇所のため、雇用就労促進に向けての取り組みについてのご意見は計画に基づく事業の実施のなかで参考とさせていただきます。  (修正前) 本市在勤・在住の人を対象に、視覚障がいのある国家資格所持者による無料のマッサージ体験会を委託して実施しています。体験会を通して、地域住民の障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人の雇用就労を促進します。  (修正後) 視覚障がいのある国家資格所持者による無料のマッサージ体験会を委託して実施しています。体験会に来られた方のリピート利用が施術者の収入増等に繋がることにより就労支援の一助を担うとともに、地域住民の障がいに対する理解を深めます。
17	P38 ③相談支援事業 《サービス量確保の方策》	例えば、精神障がいのある人の支援では、この圏域では、基幹相談支援センターではなく、別の法人の支援事業所の方が、経験もスキルも積み重ねていて、高い専門性を持っているように思います。 もし、基幹相談支援センターが、他の相談支援事業者への専門的指導を行うことによって、相談支援体制の強化をしようとするなら、基幹相談支援センターに、専門性の高い人材を配置しなければ実現はできないと思います。精神障がいの分野以外の分野においても同様だと思いますので、そうした専門性の高い人材配置を、市が責任をもって行う必要があると思います。	計画に基づく事業の実施のなかで参考とさせていただきます。
18	P45 ④日中一時支援	家族の負担軽減や緊急時の受け皿となる日中一時のサービスは日～土曜日までより多くの事業所でになっていただきたいと思っています。少なくとも社協はその役割を担って年々増加しているこのサービスへのニーズと受け止めていただきたい。	計画に基づく事業の実施のなかで参考とさせていただきます。
19	P56 (1)長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱	障害種別によって多様なニーズがあることから、部会の構成上当事者の参画者数を増やし、意見を反映していくことが求められています。今後の検討課題としていただきたいです。	今後の障がい福祉部会の運営のなかで参考とさせていただきます。
20	緊急一時保護事業	支援学校の寄宿舎が閉舎後、保護者の病気等の緊急時の受け入れ先がなくなり、障がい者児ともに不安を感じています。福祉計画にかかれていないのはなぜでしょうか。	本計画で定める内容については国の基本指針で定められているため、緊急一時保護事業の記載はありませんが、第6次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画において記載しています。